



クローバー News

「成年後見と家族信託について」

クローバー運営委員 毛塚 和英／東京都支部

昨今「家族信託」を耳にすることが増えました。殊に、後見活動の中では比較されて話題となることが多いと思います。今回、家族信託とはどのようなものなのか、成年後見制度との違いは何かを簡単にまとめました。

「信託」とは財産を所有する者（委託者）がその管理を任せたい者（受託者）に財産の所有権を移転（信託）し、委託者が信託によって生じる利益を受けさせたい者（受益者）のために財産の管理や処分を行うことです。信託は、信託銀行や信託会社が行う「商事信託」とそれ以外の「民事信託」に分かれ、民事信託の中でも家族を受託者にする信託を「家族信託」と呼びます。たとえば、障害のある子を持つ親が、将来、認知症などで判断能力が低下したり、死亡したりした時に備えて、事前に保有する特定の財産の管理や処分を、その子供の兄弟などに託することができるという『財産管理の方法』が家族信託です。

そして、成年後見制度との違いです。一つ目は、成年後見制度は本人の判断能力低下後から始まり、本人の死亡までの一代限りの期間ですが、家族信託は本人が判断能力のある状態時に信託契約を交わすことで即時に始まり、場合によっては本人亡き後の数世代にまたがって財産管理を託することができる点です。

二つ目は、成年後見制度の財産管理には家庭裁判所等による監督がありますが、家族信託は公的な監督機関はなく家族間の信頼が基礎になる点です。本人の希望に沿えば相続税対策を踏まえた柔軟な財産管理や積極的な資産活用を行えます。

三つ目は、家族信託は財産の管理や処分に必要な行為を行うものであるのに対し、成年後見制度は民法で身上配慮義務を規定し、本人の財産管理や身上保護も念頭においている点です。家族信託にも身上保護に関する内容を含めることも可能ですが、本人の法定代理人である成年後見人でなければ適切な身上保護(契約行為等)ができない部分もあります。

成年後見制度は、ご存じの通り財産『運用』という捉え方はなく、「柔軟的に財産管理」を考えている方は、利用の目的から逸れることもあります。しかし、本人を支える家族が近くにいない方や本人を支える家族に紛争性がある家庭にとっては、重要な役割を担っています。成年後見制度の利用対象となる障害者・高齢者を取り巻く環境として、今後、相談を受ける私たち精神保健福祉士等が成年後見制度や家族信託に精通しておくことが必要になってくると考えます。

第13回クローバー登録者継続研修(東京会場)に参加して

田中 兆見／東京都支部

認定成年後見人養成研修（以下、養成研修）を受けようと思いながら何年か経った頃、今やらなくてはきっとやらないと思い、養成研修を受講しました。研修は受けただけでも、自分の今の仕事との兼ね合いを考え二の足を踏み、認定成年後見人ネットワーク「クローバー」に登録するまでもしばらく時間が経ってしまいましたが、思い切って登録に至りました。クローバーの集いにも参加し、諸先輩方の話も聞き、いつか自分がその立場に立った時、きちんとできるのかなと不安に思うことも多々ありました。

そんな中、2019年10月27日に東京で開催されたクローバー登録者継続研修（以下、継続研修）に参加しました。「成年後見制度利用促進基本計画について」の講義では、病状による障害部分の記入が多い診断書に比べ、本人のストレングスをきちんと記入することのできる本人情報シートの必要性を改めて感じました。「現場は悩む」の講義や演習では、各地から参加されている方々の話を聞く中で、誰もが不安を抱えながら一つ一つの対応をしていること、いつも自分の行動を振り返り、日々確認を怠らずこの支援に当たっていることがわかりました。

私はまだ登録ただけで受任には至っていません。しかし、この継続研修での講義やディスカッションをする中で、壁にぶち当たった時に一緒に悩み、アドバイスをしてくれる先輩達の中で支援に携われるのであれば、やっていけるのではないかと思います。実務を行っていないため、表面上で大変だなあとか、できるのかなあと思うことばかりですが、このような継続研修があることで現業務も含めて自分の日々の関わりの見直しをする機会になり、自分の傾向を再認識したりすることができました。また、今後、受任の機会が来たときには、自分の取るべき役割に私らしさも忘れずにやっていけたらよいと考えようになりました。

認定成年後見人ネットワーク クローバー 登録・受任・活動状況

1) 認定成年後見人ネットワーク クローバー登録者

2019年12月9日登録者 **200名**

ブロック	人数	都道府県支部内(※)
北海道ブロック	6	北海道6
東北ブロック	11	青森1、岩手2、宮城5、山形2、福島1
関東・甲信越ブロック	85	栃木3、群馬2、埼玉15、千葉9、東京34、神奈川14、山梨4、長野4
東海・北陸ブロック	22	岐阜2、静岡7、愛知12、三重1
近畿ブロック	14	京都1、大阪5、兵庫8
中国ブロック	10	鳥取1、島根1、岡山2、広島4、山口2
四国ブロック	10	徳島2、愛媛6、高知2
九州・沖縄ブロック	42	福岡17、長崎2、熊本9、大分1、宮崎1、鹿児島3、沖縄9

※登録者の所属支部で算出。勤務先(勤務先なしの場合は自宅住所)が所在する都道府県。

2) 認定成年後見人ネットワーク クローバー受任状況 (2019年12月9日現在)

家庭裁判所等からの受任相談件数 **316件**

※クローバー開始時(2009年度)からの総数

内、正式受任 174件	
受任中 128件	受任終了 46件
北海道1、宮城5、埼玉5、千葉1、東京40、神奈川7、山梨1、長野1、岐阜1、静岡3、愛知2、大阪2、鳥取2、山口1、愛媛1、福岡27、熊本19、宮崎1、鹿児島3、沖縄5、	北海道2、宮城1、東京18、神奈川4、静岡2、愛知1、大阪1、愛媛1、福岡11、熊本5
内、受任前調整中 15件	
北海道1、埼玉1、東京5、家裁外8	
内、受任不可・依頼取り下げ 127件	

※受任案件の取扱家庭裁判所の都道府県で算出。

3) 認定成年後見人ネットワーク クローバー 活動状況 (2019年9月1日～2019年11月30日)

- 9/11 静岡家庭裁判所訪問(山口雅弘/クローバー運営委員、中村倫也/クローバー登録者)
- 9/19 松山家庭裁判所(田中孝次/クローバー登録者)
- 9/21 第3回神奈川県クローバー登録者の集い
- 9/30 札幌家庭裁判所訪問(徳永達哉/クローバー登録者)
- 9/30 静岡家庭裁判所富士支部訪問(山口雅弘/クローバー運営委員)
- 10/8 東京家庭裁判所後見人等候補者推薦団体との意見交換会(長谷川千種/クローバー運営委員長、関原育/東京都支部長)
- 10/23 第3回埼玉県クローバー登録者の集い
- 10/23 大阪家庭裁判所訪問(川井邦浩/クローバー運営委員)

登録者のみなさまへ

🌿 継続研修と学習課題(ネット学習)について

本年度、クローバー登録者継続研修は東京都、大阪府の2会場で開催し、無事終了しました。クローバー登録者は、3年度に1回以上の継続研修(集合研修)の受講が義務となっており、受講しない年度は、学習課題に取り組んでいただくこととなります。

本年度の学習課題(ネット学習)のご案内を受講対象のみなさま(本年度の継続研修を受講されなかった登録者の方)に送付いたしました。学習期間が定まっておりますので、お送りした資料をご確認いただき、計画的な学習、終了をお願いいたします。

[クローバー登録者継続研修 URL]

<http://www.japsw.or.jp/ugoki/clover/7-keizoku.html>

🌿 精神保健福祉士賠償責任保険について

クローバーを通じて成年後見人等を受任している登録者は精神保健福祉士賠償責任保険の加入が義務となっております。もし、賠償責任保険の対象となる可能性のある事故等が発生した場合は、できるだけ早く保険会社にご相談ください。その後、クローバー事務局にも必ずご一報をお願いいたします。

また、精神保健福祉士賠償責任保険は全ての事故を補償できるとは限りません。さまざまな可能性を想定し、精神保健福祉士賠償責任保険のほか、個人で必要と考える保険や積立等もご検討ください。

🌿 メールアドレスの変更について

家庭裁判所から成年後見人等の候補者推薦依頼があった場合など、クローバー事務局より登録者のみなさまにご連絡をさせていただきます。日中お電話でお時間をとっていただくことが難しい場合など、メールでご連絡を差しあげることも多くなっております。メールアドレスの変更等がございました場合には、速やかに事務局にご連絡をお願いいたします。

(事務局)



編集後記

成年後見制度利用促進基本計画(国基本計画)の中間検証が始まりました。テーマ毎に4回開催予定で、12/26に4回目が行われます。中核機関の整備状況の他にも色々興味深い内容の報告が続々と上がっています。こういった情報も来年もお伝えしていきます。

来年も皆様にとって良い年でありますように…。

(毛塚 和英)

